

北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）の適正かつ円滑な施行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、別に定めるもののほか、法、令及び施行規則において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行おうとする者に対して、必要に応じて、当該届出を行う前に出店（変更）計画事前協議書（第1号様式）5部の提出を求めるものとする。

2 市長は、第1項の協議書を提出した者に対して、その内容について本市と協議を行い、協議終了後に協議内容を反映した出店（変更）計画概要書（第2号様式）15部の提出を求めるものとする。

(大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第4条 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は5部とする。ただし、届出に係る大規模小売店舗の所在地の敷地境界線から1キロメートルの範囲内に本市以外の市又は町がある場合（以下「広域案件」という。）は6部とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第5条第2項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下「添付書類」という。）
- (3) 法第6条第1項の規定による届出
- (4) 法第6条第2項の規定による届出
- (5) 法第8条第7項に規定する届出又は通知
- (6) 法第9条第4項に規定する届出
- (7) 法附則第5条第1項の規定による届出

2 次の各号に掲げる届出の提出部数は1部とする。ただし、広域案件においては3部とする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出

(届出等の公告)

第5条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項に

において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第6条第6項、法第8条第3項、同条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、北九州市公告式条例（昭和38年北九州市条例第4号）に基づき行うものとする。

（届出等の縦覧）

第6条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び同条第6項に規定する縦覧は、次の各号に掲げる場所で行う。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出及び法第6条第2項の規定による届出に係る法第5条第3項の規定による縦覧（法第5条第1項及び法第6条第2項の規定による届出に係る法第8条第3項、同条第6項、同条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）の場合 北九州市産業経済局及び当該大規模小売店舗の所在地の属する区の区役所
- (2) 法第6条第1項の規定による届出に係る法第5条第3項に規定する縦覧（法第6条第1項の規定による届出に係る法第8条第3項、同条第6項、同条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）の場合 北九州市産業経済局
- (3) 前2号に掲げるほか、市長が必要と認める場所

（公告、縦覧以外の周知）

第7条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出事項の周知を図るため、その概要を市広報紙に掲載するものとする。

（軽微な変更）

第8条 市長は、法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更として法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者に対して、軽微な変更承認申請書（第3号様式）1部の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を提出した者に対して、当該申請が軽微な変更該当することを証する資料を添付するよう求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書及び前項の資料の内容を審査し、届出事項の内容が軽微な変更該当すると認めること、又は認めないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対して、軽微な変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により通知する。

（説明会の開催等）

第9条 法第7条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）は、当該大規模小売店舗の所在地に近く、相当の人数を収容できる施設において開催するものとする。

- 2 市長は、説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）に対して、法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、施行規則第11条第1項ただし書きに規定する市長が必要と認める場合の説明会の開催の回数を次のとおり指定する。

- (1) 法第5条第1項第4号に規定する店舗面積（以下「店舗面積」という。）の合計が6,000平方メートル以上の場合又は施行規則第3条第2項第1号に規定する開店時刻から閉店時刻までの時間帯若しくは同項第2号及び第4号に規定する時間帯が午後10時から翌日午前6時までの時間帯に及ぶ場合 3回
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 2回
- 3 市長は、説明開催者に対して、法第6条第2項の規定による届出又は法附則第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、施行規則第11条第1項ただし書きに規定する市長が必要と認める場合の説明会の開催の回数を次のとおり指定する。
 - (1) 当該大規模小売店舗の所在地の敷地に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が商業地域及び近隣商業地域以外であって、店舗面積の合計が増加する場合又は施行規則第3条第2項第1項に規定する開店時刻から閉店時刻までの時間帯若しくは同項第2号及び第4号に規定する時間帯が午後10時から翌日午前6時までの時間帯に及ぶ場合 2回
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1回
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、3回を上限に回数を指定する。
- 5 市長は、説明会開催者に対して、説明会を開催する時期を次のとおり求めるものとする。
 - (1) 説明会の開催の回数が2回以上の場合 月曜日から金曜日の夜間、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）のうち2回以上
 - (2) 説明会の開催の回数が1回の場合 月曜日から金曜日の夜間、土曜日、日曜日又は休日のうちいずれか1回
- 6 市長は、説明会開催者に対して、説明会の開催の回数を説明会開催回数指定通知書（第5号様式）により通知する。

（説明会を開催する必要がないと認める場合）

- 第10条 市長は、施行規則第11条第2項の規定による説明会を開催する必要がない変更として法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする説明会開催者に対して、説明会開催不要承認申請書（第6号様式）1部の提出を求めるものとする。
- 2 市長は、前項の申請書を提出した説明会開催者に対して、当該申請書に施行規則第11条第2項に規定する当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないことを証する資料を添付するよう求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書及び前項の資料の内容を審査し、届出事項の内容が施行規則第11条第2項の規定に該当すると認めること、又は認めないことを決定したときは、第1項の申請書を提出した説明会開催者に対して、説明会開催不要承認（不承認）通知書（第7号様式）により通知する。
- 4 前項に規定する通知を受けた説明会開催者は、市長が前項の規定により説明会を開催する必要がないと認めた場合には、当該届出に係る公告の日から4ヶ月間

当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示するものとする。

(説明会の開催の公告)

第11条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 4紙以上の時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への掲載又はチラシの折り込みによる方法
 - (2) 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所での掲示
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切と認める方法
- 2 前項第1号の方法による公告は、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートル以上の範囲を対象に行うものとする。
- 3 市長は、広域案件に係る説明会の場合には、説明会開催者に対して、広域案件に係る市又は町においても北九州市内と同様の方法により説明会の開催を公告するよう求めるものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第12条 市長は、説明会開催者が施行規則第13条第1項に規定する事由により、法第7条第2項の規定により公告した説明会を開催することができない旨を申し出ようとする場合には、説明会開催者に対して、説明会開催不能承認申請書(第8号様式)1部の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、施行規則第13条第1項に規定する事由に該当すると認めること、又は認めないことを決定したときは、説明会開催者に対して、説明会開催不能承認(不承認)通知書(第9号様式)により通知する。
- 3 前条の規定は、法第7条第4項後段の規定による周知について準用する。この場合において、前条第1項中「法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告」とあるのは「法第7条第4項後段の規定による周知」と、前条第3項中「広域案件に係る説明会」とあるのは「広域案件」と、同項中「公告する」とあるのは「周知する」と読み替えるものとする。

(説明会実施状況報告書の提出)

第13条 市長は、説明会が開催された場合(施行規則第11条第2項の規定による説明会に代わる掲示及び法第7条第4項の規定による説明会に代わる周知を行った場合を含む。)には、説明会開催者に対して、説明会実施状況報告書(第10号様式)1部の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、説明会開催者に対して、前項の報告書に法第7条第2項の規定による公告の実施状況を証する書類並びに当該説明会において出席者に配布した資料及び出席者名簿又は第9条第4項の規定による掲示における掲示物及び掲示の状況を示す写真等又は法第7条第4項の規定による周知の内容を記載した資料を添付するよう求めるものとする。

(意見書の提出)

第14条 法第8条第2項の規定による意見を述べようとする者は、意見書(第11号様式)1部を持参、郵送又は市長が適当と認める方法により提出するものとする。

2 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (3) 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)を勘案した意見

(意見書の公告及び縦覧)

第15条 市長は、法第8条第2項に規定する意見書のうち、個人情報保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができるものとする。

2 市長は、法第8条第2項に規定する意見書を提出した者が個人にあつてはその氏名及び住所、法人及びその他団体にあつてはその名称、所在地及び代表者名の全部について、公告及び縦覧を行わないものとする。ただし、当該意見書を提出した者が、個人にあつてはその氏名及び住所、法人及びその他団体にあつてはその名称、所在地及び代表者名の一部又は全部について、縦覧することを了承した場合はこの限りでない。

(市の意見)

第16条 市長は、法第8条第4項の規定により市の意見を述べる場合又は意見を有しない旨を通知する場合には、当該届出を行った者に対して、大規模小売店舗の届出に係る意見通知書(第12号様式又は第13号様式)により通知する。

(市の意見に対する添付書類の事項のみの変更)

第17条 市長は、法第8条第4項の規定により市の意見を述べた場合であつて、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更しようとする者に対して、添付書類変更通知書(第14号様式)並びに変更前及び変更後の添付書類5部の提出を求めるものとする。

2 前項の通知は、法第8条第7項の通知とみなす。

(市の意見に対して変更しない旨の通知)

第18条 市長は、法第8条第4項の規定により市の意見を述べた場合であつて、法第8条第7項に規定する変更しない旨の通知(前条の通知を除く。以下この条において同じ。)を行おうとする者に対して、届出事項を変更しない旨の通知書(第15号様式)の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の通知を行おうとする者に対して、変更しなくても当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避するこ

とができることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

(市の勧告)

第19条 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行う場合又は勧告を行わない場合には、前条の届出又は通知を行った者に対して、大規模小売店舗の届出に係る勧告通知書（第16号様式又は第17号様式）により通知する。

(市の勧告に対する添付書類の事項のみの変更)

第20条 市長は、法第9条第1項の規定による勧告を行った場合であって、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更しようとする者に対して、添付書類変更通知書（第18号様式）並びに変更前及び変更後の添付書類5部の提出を求めるものとする。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

第21条 市長は、法第9条第4項の届出の内容が法第9条第1項の勧告を適正に反映しているものであると認める場合には、当該勧告に係る届出を行った者に対して、勧告に係る届出に関する通知書（第19号様式）により通知する。

(公表)

第22条 市長は、法第9条第7項の規定により勧告の内容を公表しようとする場合には、あらかじめ当該勧告に係る届出を行った者にその旨を通知し、原則として書面により意見を聴取するものとする。ただし、当該勧告に係る届出を行った者が正当な理由なくこれに応じないとき又は当該勧告に係る届出を行った者の所在が不明で通知ができないときは、この限りでない。

2 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行う場合には、当該勧告に係る届出を行った者に対して、勧告に従わなかった旨の公表に関する通知書（第20号様式）により通知する。

3 法第9条第7項の規定による公表は、市役所及び区役所の掲示場に掲示し併せて市公報に掲載する方法により行うほか、必要に応じて次の各号の方法を併せて行う。

- (1) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に掲載
- (2) 市政記者室への資料提供
- (3) その他、市長が適切と認める方法

(届出の取り下げ)

第23条 市長は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出を受理した大規模小売店舗について、法に基づく手続きが終了する前に新設又は変更を取り止める場合、当該届出を行った者に対して、取下書（第21号様式）1部の提出を求めるものとする。

(報告)

第24条 市長は、法第14条の規定により報告を求めるときは、報告を求められ

た者に対して、報告書（第22号様式）1部の提出を求めるものとする。

- 2 法第14条の規定により報告を求められた者は、その提出について市長が期限を付した場合にはこれを遵守するものとする。

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱の規定は、平成16年4月1日以後に法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の届出（以下「新設等の届出」という。）を行ったものから適用し、同日より前に新設等の届出を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱の規定は、平成30年4月1日以後に法に基づく届出、報告及び通知（以下「届出等」）を行ったものから適用し、同日より前に届出等を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市大規模小売店舗立地法運用手続要綱の規定は、平成30年7月10日以後に法に基づく届出、報告及び通知（以下「届出等」）を行ったものから適用し、同日より前に届出等を行ったものについては、なお従前の例による。